



## 「サントリー能登復興みらい基金」助成プログラム 募集要項

---

「令和6年能登半島地震」「令和6年奥能登豪雨」の2つの災害を経験した石川県能登地方。多くの人の日常が一変する中、これまで築かれてきた暮らしや営み、つながりを守るため、地域で尽力する方々がいます。

当基金は、「能登の豊かなコミュニティや地域文化を守り、持続可能な地域づくりのための地域の営みの再建を支援できたら」との思いから、株式会社サントリーホールディングス様よりいただいたご寄付によって設立されました。

能登の復興、そして未来を想い、地域のよりどころとなって人々が集う場を提供する方々の活動の再建・継続、挑戦を応援します。

※本助成は令和6年能登半島地震、令和6年奥能登豪雨に対応する活動への助成となります。

### 【募集要項】

#### 1. 助成スケジュールについて

- ・申請受付期間: 2025年2月3日(月)～2025年3月2日(日)23:59
- ・選考期間: 2025年3月3日(月)～4月7日(月)
- ・採択通知: 2025年4月8日(火)～4月11日(金)
- ・助成事業実施期間: 2025年5月1日(木)～原則2026年1月31日(土)まで  
※2026年1月31日までに事業が完了するのであれば、終了時期は問いません。  
申請書にスケジュールを記載してください。

#### 2. 対象者について

応募時点で次の①から④に掲げるすべてを満たす団体・個人を対象とします。

- ①常時連絡が可能な状態である
- ②石川県内に本拠地を有しており、証拠となる書類を提出可能なこと  
※石川県外の団体は対象外となります。
- ③申請事業で整備・再建・維持される拠点を運営していること
- ④以下のいずれにも該当しない団体
  - ・政治活動や宗教活動を主たる目的とする団体
  - ・反社会的勢力と関係のある団体

※法人格の有無や種類は問いません。個人事業主等も対象です。  
※応募は、1団体/人につき1件とします。

#### 3. 対象となる事業について

## 「サントリー能登復興みらい基金」助成プログラム 募集要項

「令和6年能登半島地震」「令和6年奥能登豪雨」における被災地域の復興と持続可能な地域づくりに向け、震災以前から地域住民の拠り所として機能してきた拠点の再建や地域交流の場としての維持に寄与する、以下のいずれかに該当する事業。

①震災前から能登の暮らしの基盤を支えてきた拠点を復旧・再建・維持する事業  
(地域医療や買い物拠点等の復旧・再建 等)

②震災前から能登の地域文化・里山里海を守り、継承してきた拠点を復旧・再建・維持する事業  
(古民家民宿・農家民宿等の再建、里山の自然を活かした体験活動の場の整備 等)

※①、②ともに、「令和6年能登半島地震」「令和6年奥能登豪雨」で被災した能登地域での事業であることを条件とします。

### 4.助成金額(総額)と対象となる経費について

#### 4-1.助成額:1事業あたり100万円(税込み)

※助成対象経費の定額(10/10)以内での助成を予定しています。自己負担は必要ございません。

※最終的な助成金額については、事務局で決定することとします。調整の結果、申請額を減額すること等を条件として採択となる場合もあることをご了承ください。

#### 4-2.助成総額:500万円

#### 4-3.対象となる経費・対象外の経費

・申請する活動に関連し、かつ必要な費用

※助成決定日以前の支出については助成対象とはなりませんのでご注意ください。

※原則、令和8年1月31日までに発生した経費が助成対象経費となります。

令和8年1月31日までに発生した経費のうち、翌月に支払いが発生する場合は実績報告書の提出までに支払い(振り込み)を完了させてください。

※事業の実施に当たり、他の資金(自己資金、寄付金、他財団からの助成金・補助金)を併用いただくことは可能ですが、同一事業の同一費目に対して他の補助金・助成金との重複助成はできません。

### 5.助成事業申請方法について

5-1. 下記の書類をご準備の上、申請フォームよりお送りください。

#### ①申請書・事業計画書・資金計画書

[https://hokuriku-mf.jp/wp/wp-content/uploads/2025/02/shinseisyo-yosansyo\\_SuntoryNotoFukkoMirai.xlsx](https://hokuriku-mf.jp/wp/wp-content/uploads/2025/02/shinseisyo-yosansyo_SuntoryNotoFukkoMirai.xlsx)

## 「サントリー能登復興みらい基金」助成プログラム 募集要項

---

- ※上記リンクからダウンロードして、Excel形式でご提出ください
- ※ファイルには「申請書・事業計画書」と「予算書」の2つのシートがございます(それぞれに記入例あり)。記入漏れのないようご注意ください。
- ※申請書16.~18.を補う写真・図があればフォームから添付でお送りください

### ② 団体等の概要および活動実績を示す資料

- ※任意様式: 団体等の定款・規約・会則、メディアへの掲載実績、等

5-2. 申請方法: 本助成金は、以下申し込みフォームより受け付けます。

助成金申請フォーム:

<https://app.jibun-apps.jp/form/68f21396-ec37-4c27-91fd-0ded5619a31a/new>

## 6. 選考方法について

6-1. 公益財団法人ほくりくみらい基金が設置する「サントリー能登復興みらい基金助成プログラム選考委員会」で選考を行い、結果を通知します。また、必要に応じて事務局からのヒアリングを実施する可能性があります。

6-2. 選考では「申請内容」、「インターネットなどで公開されている情報」を確認した上で採否を決定します。

### 6-3. 審査基準

以下の審査基準を踏まえて総合的に評価を行います。

なお、基本要件に合致しないものは審査対象外となりますので、ご注意ください。

- ① 下記基本要件を満たしていること
  - ・ 助成対象要件を満たしているか。
  - ・ 提出期限までに申請を行っているか。
  - ・ 申請書類の提出方法・内容に不備がないか。
- ② 事業によって整備・再建・維持される拠点が地域住民の交流やつながりづくりに貢献すると期待できること
- ③ 地域の人とともにつくっている拠点であり、多様な人の関わりや利用があること
- ④ 活動の継続性・発展性を期待でき、被災者・被災地の復興に長く資する活動であること
- ⑤ 地域の人から愛され、地域にとっての心の拠り所となっている拠点であること
  - ・ これまでの地域の拠点としての実績、利用状況、地域の人の声
- ⑥ 申請者、または申請事業に関わるメンバーが、令和6年能登半島地震または令和6年奥能登豪雨において、支援活動を実施してきた実績があるか

## 「サントリー能登復興みらい基金」助成プログラム 募集要項

---

### 7.助成金の支払い方法について

- 7-1.採択団体は、採択決定通知時に受け取る「口座情報申請フォーム」に銀行口座情報を入力してください。助成金の振込を行います。
- 7-2.原則として「申請団体名義の口座」にお振込します。
- 7-3.やむを得ず個人名義の口座を指定される場合は、個人の生活費等の入出金の混在がない口座(こちらからお支払いする助成金の支出・管理のみを行う状態)をご用意ください。

### 8.助成事業の活動実績及び会計報告について

申請事業終了後1ヶ月以内に活動報告書を提出いただきます。助成をうけて活動した内容とその写真(事業面)および助成金の活用実績(会計面)を報告してください。

※受領した写真は寄付者の方々への報告、寄付募集、ほくりくみらい基金の活動報告等で利用・公開する可能性があります。必ず利用・公開して差し支えの無い写真、また、写っている方の許可が取れている写真をご提出ください。

### 9.採択団体へのお願い

- ・助成期間中に、事務局から申請事業によって整備・再建・維持される拠点への見学・取材等を願います。可能な限りご協力をお願いいたします。
- ・本助成を受けて取組む支援活動についての情報発信(ホームページ、ブログ、SNS等)  
※できる範囲で、活動ごとに積極的な発信をお願いします。
- ・SNS等での情報発信の際は、出来るだけ #タグ(#ほくみ能登助成)をつけての投稿をお願いします。

### 10.重要な注意事項(※必ずお読みください)

- 10-1.採択団体情報を公開します。  
※公開情報:団体名、代表者氏名、団体本拠地所在地(市町村まで)、申請事業の概要、事業によって整備・再建・維持される拠点の名称、助成金額
- 10-2.助成申請フォームにご記載いただいた個人情報は、当財団の選考に関わる業務に使用し、それ以外には使用しません。
- 10-3.採択された事業の終了後に、活動報告等で書類や資料等を提出いただく場合、返却はできません。
- 10-4.選考結果や選考内容に関するお問い合わせには回答いたしかねます。

## 「サントリー能登復興みらい基金」助成プログラム 募集要項

---

10-5.事業変更(中止)については、手続きを行っていただきます。また、交付済みの助成金で助成事業に使われていない場合は「公益財団法人ほくりくみらい基金」に全額返還していただきます。その他詳細は、助成決定後にお知らせします。

10-6. 社会に対し、事業で得られた成果を広く伝えるため、公益財団法人ほくりくみらい基金のホームページ等で成果を報告させていただきます。また、テレビ等の報道機関の求めに応じて、事業成果等の情報を提供する場合があります。

10-7.本助成事業の助成金を充当して支出した支払に関しては、証拠証憑(領収書)等を適切に管理し、必要に応じて当財団へ開示・閲覧できるようにしておいてください。また、証拠証憑は事業実施終了後、3年間の保存をしてください。

### 11.お問合せ・申請先

公益財団法人ほくりくみらい基金  
E-mail : [grant@hokuriku-mf.jp](mailto:grant@hokuriku-mf.jp)  
ホームページ : <https://hokuriku-mf.jp>